

旭地区第1次住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第9号

新しい住所の通知等の
配付が始まります！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、お住まいの皆様のご住所が令和4年10月17日(月)に新しくなりますので、8月末以降に皆様に新しい住所をお知らせする通知書等を戸別に配付します。

※住居表示実施後の住居番号等を告示(=広くお知らせすること)しております。告示内容は平塚市のホームページから確認できます。

【住居表示実施までのスケジュール】(予定)

※戸別にて配付を行っているため、配付物がお手元に届く時期には前後があります。

- ・8月末以降～ 皆様に新しい住所をお知らせするための通知書や、住所変更手続方法を記載した「住居表示の手引き」、新しい住所を知人等にお知らせするためのハガキ等を戸別に配付。
住所変更手続方法等について、「住居表示の手引き」に沿った説明動画の公開。
- ・10月上旬 動画を見られない方や手続等に御不明な点がある方に向けた、説明会の実施。
(新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合がございます。)
- ・10月上旬～ 住居表示によって住所の表記が変更になったことを証明する「住居表示変更証明書」を戸別に配付。
- ・10月17日(月) 旭地区第1次(山下・高根・万田)住居表示実施

～Q&A～

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A) 運転免許証、マイナンバーカード等、ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。

詳しくは8月末以降に配付する「住居表示の手引き」(手続き等が記載)をご覧ください。

Q) 変更の手続きは代理人でも可能でしょうか？

A) マイナンバーカード等は代理人で可能な場合もございます。方法については、「住居表示実施の手引き」(手続き等が記載)やお知らせ等でご案内します。

Q) 住所が変わったことを知人等に知らせるためのハガキ等がありますか？

A) 世帯・事業所ごとに、新しい住所を知人や取引先等にお知らせするための送料無料のハガキ配付(1世帯50枚)を予定しております。

Q) 住所変更手続きはいつからできますか？

A) 住居表示実施日以降の10月17日からお手続きができます。ただし、住所が変わったことをお知らせするハガキは、9月1日から投函できます。

Q) 住所変更手続きでは費用はかかりますか？

A) 手数料は原則無料ですが、郵送で手続きをする場合や代行業者に手続きを依頼される場合は郵送料や依頼に係る手数料等が発生します。

Q) 住所変更手続きで必要なものはありますか？

A) 手続き先により、必要なものが異なりますので、手続き先にご確認ください。一般的には、住居表示によって住所の表記が変わったことを証明するための「住居表示変更証明書」が必要な場合が多いため、変更手続きの際は必ずご持参ください。

Q) 住居表示変更証明書はどこでもらえますか？また、有効期限はありますか？

A) 住居表示実施の直前に、一世帯あたり12枚ずつ配付する予定です。足りない場合は、実施日(10月17日)以降に市役所市民課や市民窓口センター等でも申請いただけます。(発行手数料無料)

「住居表示変更証明書」に有効期限はありません。

Q) 本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 市や法務局等では、字名から町名への変更(例：山下⇒山下〇丁目)を行いますが、地番(土地の番号)の変更は行いません。

Q) 旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか？

A) 住居表示実施後も最低1年間は配達されます。それ以降は、住居表示実施時の資料により可能な範囲で配達されます。

Q) 手続きに伴い臨時窓口等がありますか？

A) 平塚市では、マイナンバーカードに係る住所変更の臨時窓口を旭南公民館で開設します。詳しくは市民課から送付されるご案内をご確認ください。

令和4年8月

発行:旭地区第1次住居表示実施検討会(事務局 平塚市都市整備課)

電話:21-8783(直通) 23-1111(代表) 内線2114